



市消費生活センター消費生活相談員
濱 里美さん

携帯電話のショートメールサービス(SMS)やインターネット上で発生した問題の相談が急増しています。

まずは、当センターに相談してください。

ショートメールの架空請求が急増しています

携帯電話のショートメールに「情報サイトの利用料が未納。本日に連絡がなければ法的措置を取る」などのメッセージが届いたとの相談があります。

⇒身に覚えがあるときもないときも、慌てて電話をかけたり支払ったりしないでください。連絡すると、業者からの請求がエスカレートする場合があります。

支払うと取り戻すことが難しいケースがほとんどです。不安をあおり、冷静な判断をさせないようにするのがねらいです。

実際にこんな相談があります

ネット上の相談窓口には注意を！

動画サイトを検索したら「登録しました」との表示。30分以内に連絡すると解約できるとあったので、表示されている番号に電話をかけた。すると、「登録は済んでいるので料金を支払うように」と言われた。不安だったのでインターネット上で見つけた解決機関に相談。この機関から調査・交渉のために数万円の費用が必要と言われたとの相談がありました。

⇒あわてて電話をかけないこと。また、インターネット上の相談窓口は高額な費用がかかる場合もあるので注意してください。

「安心・安全メール」や「市ホームページ」で最新情報を知ってください！

詐欺は、次々に手口を変えてきます。市では、身近に起こっていることを「天草市安心安全メール」や「市ホームページのメール配信サービス」でタイムリーに発信していますので、登録して最新の情報を得ることをお勧めします。

消費生活センターは何をするところ？

天草市消費生活センターは悪質商法による被害や振り込め詐欺など消費生活に関する皆さんの相談に応じるなど、トラブル解決のためのお手伝いをしています。天草宝島国際交流会館ポルト内に同センターがあり、3人の相談員が相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は守られます。

次のようなことで
お困りの人は、

天草市消費生活センター
☎32-6677
に相談してください

■インターネット・携帯電話のトラブル



実在する社名を名乗って、有料動画サイトの利用料金の請求が携帯メールに送られてきました。しかし、身に覚えがない。⇒慌てて払ったり、相手に連絡などはせず、当センターに相談してください。

■訪問販売で買ったが、いらない…



訪問販売などで商品・サービスを買ってしまったが、冷静になって考えたらいらぬ物なので返品したい。⇒買ってすぐに相談していただくとクーリングオフの方法をお教えします。時間が経ってしまった場合でも、あきらめずに一度ご相談ください。

■借金問題（多重債務・ヤミ金融）



いくつもの借金がある。支払い続けているが元金が減らないなどお困りの人。⇒相談していただくと、専門の法律家をご紹介します。

こんなことで悩んでいませんか？

■電話で勧誘を受けたが心配…



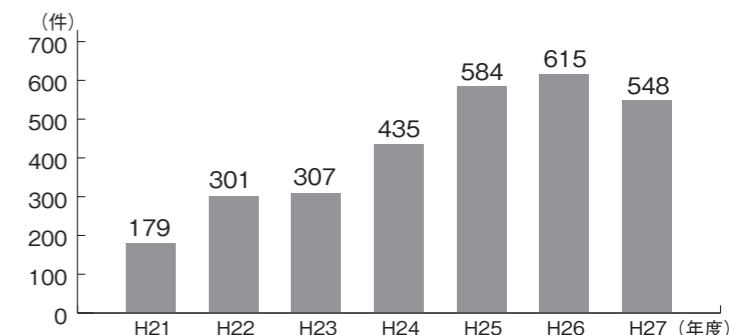
「プロバイダーを変えると料金が安くなりますよ」などの電話がかかってくるが、本当に安くなるのかな…。⇒電話口で決めず、いったん電話を切って、よく調べてください。逆に高くなる場合があります。

■もうけ話の電話がかかるが…



「投資に参加すれば配当金が出ますよ」「この品物は価格がどんどん上がっているから間違いなくもうかりますよ」などの電話がしつこくかかってくる。⇒電話だけでの勧誘は疑ってください。

◆相談件数の推移



【天草市消費生活センターのご案内】

- 相談日時＝月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時。
- 相談窓口＝中央新町15番7号（天草宝島国際交流会館ポルト2階）。
- 相談方法＝電話または来所。
- 相談電話＝☎6677。



消費生活に関する出前講座を実施しています

「消費生活について勉強したい」という団体やグループ等を対象に、消費生活相談員が集会などに出向き、消費生活に関する「出前講座」を実施しています。

- 対象＝おおむね10人以上の団体やグループ。
- 時間＝30分～60分程度。
- 費用＝無料（会場借上料などは申込者の負担となります）。
- 申込方法＝電話で同センターへお申し込みください。